



**働き方改革は、
専門家に相談。**

新潟働き方改革推進支援センターでは、社労士等の労務管理の専門家が、働き方改革についての相談に応じています。相談無料、秘密厳守です。

厚生労働省都道府県労働局委託事業

新潟働き方改革推進 支援センターのご案内



中小企業・小規模事業者の皆さまへ

「働き方改革関連法」の施行が順次、始まっています。
2019年4月より、年次有給休暇の年5日の確実な取得が、
2020年4月より時間外労働の上限規制が施行されています。
2021年4月からは、同一労働同一賃金への対応が求められています。



こんなことで
悩んでいませんか？

残業の上限規制って何？

助成金の申請はどうすればいいの？

36協定ってどうやって作るの？

同一労働同一賃金ってどうすればいいの？

わが社の就業規則を見てほしい

テレワーク対応ってどうすればいいの？

そのお悩み、
ぜひ専門家にご相談ください！



新潟働き方改革推進支援センターの支援内容



来所相談・電話相談

社労士等の専門家がセンターの相談ブースにて相談に応じます。電話での相談も受け付けています。
(受付時間：原則 平日午前9時～午後5時)



メール相談

メールでの相談も可能です。
niigata-hatarakikata@shakaihokenroumushi.jp



企業への専門家派遣(訪問相談サービス)

社労士が会社までお伺いして、1回あたり2時間程度、3回を標準として、無料で相談をお受けします。



相談窓口への専門家派遣

商工団体や市町村等で出張相談会を実施します。



セミナー開催

センターの企画により、随時、働き方改革セミナーを開催しています。

TEL 0120-009-229
FAX 025-278-3376